

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

附属機関の新設及び名称の変更を行うため甲賀市附属機関設置条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

<第 1 条関係>

(1) 国際化推進計画を多文化共生推進計画に改定したことに伴い、国際化推進委員会の名称を多文化共生推進委員会に変更します。

(2) 情報通信環境の急速な変化を踏まえ、中長期的な観点から本市の地域情報基盤の今後のあり方について審議するため、甲賀市地域情報基盤のあり方審議会を新たに市長の附属機関として追加します。

【別表 1 関係】

<第 2 条関係>

(3) 市民参画の推進及び協働による市民自治の実現に関し、必要な事項について調査し、審議するため、甲賀市市民参画・協働推進検討委員会を新たに市長の附属機関として追加します。

【別表 1 関係】

(4) この条例の第 1 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 1 0 月 1 日から施行します。

【付則 関係】

3 その他

- ・甲賀市地域情報基盤のあり方審議会では、これまで行ってきた地域情報基盤整備事業の今後の方向性等について、令和 4 年度中に諮問し答申いただく予定です。

- ・ 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会では、自治振興会のあり方やまちづくり基本条例、市民協働事業といった市民参画に関連する事業について継続的に調査、審議します。なお、本委員会は要綱による設置でしたが、公共的な課題を解決するため、市民と行政が協働によるまちづくりを進めるに当たり、各委員の意見等を集約し、合議体として意思決定することが重要であることから、条例をもって設置することとします。
- ・ 多文化共生推進委員会は、計画の策定だけでなく、その進捗管理を担うこととします。